さいたま市民レポート for Sustainable City

saitama shimin report
No.44

発 行 日　2009 年 6 月 8 日
編集責任　さいたま市議会議員　土井裕之

tel　048-886-2858　　E-mail　doi@doih.net
fax　048-873-3446　　HP　http://doih.net

FROM EDITOR

さいたま市長選の熱気が通り過ぎて、周りを見回してみると…それぞれの地域で、突破口を開こう、とする同志たちがいます。ある人は首長選に、ある人は都議選に。選挙は、時に非情な結果をもたらすものです。いい政治家といわれている人でも、軒並み落選する現実があります。落選のリスクをとってでもなお、志のみ持参して挑戦する同志に自分を重ね、応援に足を運びます。

最近の動静

- ●5 月 26 日　異業種交流会・映画「選挙」主人公の山内氏らと会食
- ●5 月 27 日　総合政策委員会／会派会議
- ●5 月 28 日　高橋一実都議候補予定者（中野区）応援
- ●5 月 30 日　ＮＰＯ法人「スマイルの仲間たち」総会／新政治研究会
- ●5 月 31 日　明大大学院「子ども政策」
- ●6 月 1 日　行革特別委員会
- ●6 月 2 日　吉田ゆうと市長候補予定者（横須賀市）応援
- ●6 月 4 日　立教大学で講演
- ●6 月 5 日　会派政調会議
- ●6 月 8 日　自民党・政策棚卸し傍聴

編集責任
さいたま市議会議員
土井裕之

所属会派　：民主党・無所属の会さいたま市議団
所属委員会：総合政策常任　予算常任
行財政改革特別委員会（副委員長）

profile:　1971 年，旧浦和生まれ。川口北高校卒業。1999 年より浦和市議を 2 年勤め、3 市合併の際，辞職。2003 年・2007 年さいたま市議に当選。無所属で活動。

「事業仕分け」の本格実施に向けて第一歩

行革特別委員会が終了

4 月 22 日。市議会の行財政改革特別委員会（以下、行革特別委員会）で、画期的な試みが行なわれた。「事業仕分け」作業を、委員が仕分け人となって実施したのである。研修の一環であり、限定的な公開だったが、「市民まつり」「保養施設」について、熱心な議論を行なった。

行政主催では約 40 自治体で実施しているが、議会主催では、京都府議会民主党会派のみ。常設の行政改革機関といわれる議会こそ、この作業を行なうべきなのだ。

主催した行革特別委員会は、2 年前 6 月からスタート。私は副委員長に就任し、議会での実施に熱心な上三信委員長（公明党）とともに、「2 年間の委員会の中で、どんな形であれ必ず実施しよう」こんな目標を立てて、取り組んできた。

委員各位の協力を得て、実施に至ったものだが、実施に至るまでに 2 つの高いハードルを超えなければならなかった。

一つは委員間の合意。多数決を用いない全会一致の慣例があるため、強烈な反対論を主張する共産党市議により、厳しい局面が生じた。2008 年 10 月、最後は「おおむね賛意を得た」との理由で進めることとした。

もう一つは、前市長の反対。「自治法違反」が根拠。議会は審議機関であり、市長（行政）の提案の是非の判断のみをするのが役割、との見解。明らかに古い思考だ。今、市議会は「議会基本条例」の策定を進め、主体的積極的に役割を果たしていく気運が高まっている。結局、2009 年 3 月下旬に「今回限り」との条件で、職員の協力を取り付けた。

こうした経緯を経て実施に至った。

そもそも、なぜ「事業仕分け」の議会実施にこだわるのか。それは、行政改革が「待ったなし」だからだ。50 億円の財源不足は経済危機でさらに拡大する。財政が不確実であり、行政ニーズはますます高まる中、選択と集中の行政改革は必須だ。

これまでのような「国主導」「行政主導」の改革では本筋の部分には切り込めない。行政改革の切り札と言われる「事業仕分け」を政治の一機関である議会が担うことで大きく行政を変えることにつながる。議会も当然に意識が変わるだろう。

行革特別委員会を通じて、市議会は第一歩を踏み出した。残り 2 年間。事業仕分けの本格実施は、私の最優先の目標である。

事業仕分けとは？

2002 年にスタート。●行革が進まない原因は、「前例踏襲主義」の行政と「あれもこれも」の政治家の姿勢に加え、議論が主に役所からのヒヤリングに基づいて行われるため。これに切り込むには個々の事業ごとに、現場の声や実情に基づいて事業の必要性や本来あるべき姿を再考するしかない。これを具体化したのが事業仕分け。●構想日本が定義する事業仕分け①「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか（官か民か、国か地方か）、行政がやるなら現状維持か要改善かを判断。②外部の視点を入れる（行政職員以外）③公開の場で行なう（メディアも含め誰もが見ることができる）●これを前提に、担当職員と議論して最終的に「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく作業。多数決で必ず結論を出す。●結果はあくまで参考で拘束力はない。ただし、議論中の論点への対応の公表は義務付けられる。●2009 年 2 月現在、34 自治体（38 回）と 4 省（文科、環境、財務、外務 / 各省 ODA）で実施。（以上、構想日本ＨＰより抜粋）